

平成30年

# 双葉町議会会議録

第3回臨時会

7月19日開会・閉会

双葉町議会

## 平成30年第3回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (7月19日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5
閉 会 .....	9

7 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

30 双葉町告示第28号

平成30年第3回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年7月10日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 平成30年7月19日(木)  
午前10時
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室
3. 付議事件 (1) 土地の売払いについて

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君  
3番 羽山君子君  
5番 菅野博紀君  
7番 岩本久人君

2番 石田翼君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 平成30年第3回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年7月19日（木曜日）午前10時開会

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第57号 土地の売払いについて

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、高萩文孝君、5番、菅野博紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第57号 土地の売払いについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。



町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第57号 土地の売払いについてであります。環境省が実施している中間貯蔵施設整備事業用地に供するため町有地を処分するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) この土地に関しては、総額で1億5,144万6,246円で売る土地です。それが原子力事故による土地査定をしてもらった時に、事故による影響で半額になっているという答えまでもらいながらも、7,572万3,123円、これ50%、町有財産を安く売るということに僕はとっています。1億5,000万円以上で売れる土地を七千数百万で売ってしまうというのは、町民にとってこれからどうなるのかと、当町の財源は、一般財源としては非常に厳しい状態だと思います。交付金とかそういうふうな裏でうまく入っていますけれども、ほぼほぼ一般財源がない中で、これは一般財源に当たる収入となるわけです。ということは、町民の財産の安売りというのは、これは誰がこの7,572万3,123円の補てんをするのか、そこが僕は問題だと思います。一般の方は、企業が売れば平米で6,780円で売れるものが、今回一般の宅地で3,390円とか、あと3,040円とかというような評価はありますけれども、この補てん分はだれが持つのか、国から持ってこられるのか、今当町町民の中にも本当に生活保護者まで出ている中で、町民のことを置き去りにしてやるような事業なのか、売り払うような事業なのか。これを逆に言えば安く売っても構わないので、町民の毎月の10万円の生活のものを復活できるよとか、そういうものがあれば賛成はできますが、そこら辺が不透明にもかかわらず、町民の財産を安売りするという点に関して、町長のご答弁をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回町有地の財産処分ということで、今ご指摘ありましたように、震災当時の土地価格より50%減額された状況であるというのは事実であります。一方では、今回中間貯蔵施設は、大変苦渋の判断で住民の皆さんに受け入れていただいたということで、住民の皆さんの土地に関しましては、50%の差額を県の交付金として、国、県に交渉しながら何とか皆さんに損失を与えないような取り組みをしたというのも事実であります。

この今回の町有地の処分に関しましては、残念ながら私の力不足でそういうふうな対応ができなかったということに関しましては、申しわけなく思っておりますが、ただ今回出てきました金額につい

ては、不動産鑑定も含めて公的に判断されたものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 何回も言っているのですけれども、質問していることと答えがいつも違うのですけれども、この7,572万3,123円の、これ以上の補てんをどこからするのですかと、努力したけれども、できませんでしたではなくて、例えばの話と、さっきもしましたけれども、これが例えばこの50%引きになったとしても、町民の何か力になるようなものであれば、この金額でも僕は構わないと思うのです。それも何も無い。僕は、一般質問でも1年以上やっているのです。町民の賠償補償については、それに対して何の進歩もないのです。中間貯蔵に関しては僕は反対ではないのです。県民の皆さんがちゃんとしていただけるのであれば、それはそれで構わないと思うのです。県の子供たちのことも考えなくてはならないということもわかります。ただ、うちの町民だけが犠牲になるのはおかしいでしょうという話をずっとしているのです。だから、それができないのであれば、この最低価格というのがあるではないですか。さっき言ったではないですか。不動産鑑定士というのもわかります。その鑑定士さんが言っているわけです。原子力事故により半額の査定になるよと、それ言っているのに、ではこの7,572万3,123円は、誰がどこに請求するのですか。東京電力ですか。この金額であればちゃんとした当町町民の生活、避難生活に対する見直しをしてもらわなくてはならない。そういう交渉もできないで、こういうことばかりで町有財産を……町有財産というのは普通町民の皆さんのものですから、それを行政がお預かりしているということですから、税の公平性とかそういうのも考えて、それをお預かりしているものに対して、ちょっと執行部として考え方がおかしいのではないですか。まず、当町町民も守らなくてはならない。その中で、これを例えばこのままやるのであれば、ではいつから避難生活のちゃんとしたことができるようになるのですか。

今、県とかで進めてやっている復興公営住宅、そこに入って家賃が高いとかいろいろな問題がほかにもどんどん出てきているのです。中間貯蔵とか県、国のことをやる前に、当町町民のことも考えなくてはならない。その中で、そこをいつまでやるかということと、あとこの7,572万3,123円、これは東京電力の事故でそれだけ価値が下がったわけです。さっき言った金額で、売り出し価格は、平米でいうと8,530円なのです。半分以下ですから。町の事業でやったものに対して町民のためにやっていることですから、そこをちょっと勘違いしないで、この補てん、最低での補てんをどこに請求するのですか、東京電力に請求し直すなりなんなりしないとおかしいです。ましてや、県とか国に協力しているのは当町なのですから、当町の意見もちょっと聞いてもらいたいと思うのですけれども、そこら辺の交渉もできるのか。それで、いつまで結果つくってもらえるのか。終わる前に、僕は言っていたのに、町長は何も結果は出していないので、そこら辺の町民の避難生活に対してプラスがいつごろ出てくるのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの答弁でも答えておりますが、この今回の補償額につきましては、先

ほど答弁で申し上げたとおりであります。

一方、東京電力に対する賠償というふうな考え方では、今後交渉の余地はあるのかなというふうな考えは持っております。当然、住民の皆さんの今後のいろいろな生活再建に向けた取り組みということで、高速道路の無料化の2年間の延長であったり、家賃賠償の求償の部分で大分国から譲歩をさせた状況もあります。そういったことで、今後ともいろいろ町民の賠償の部分に関しましても、町としては継続的に根気よく努力を重ねていくと、いつそういうふうな形ができるのかというふうな質問もありましたけれども、これはいつできるというふうな確約できるものではございません。当然、粘り強く交渉しながら、こちらの状況を説明しながら、理解を得て、少しでも住民の皆さんのためになるような制度設計をしていきたい、そういうふうと考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この補てん分も考えられるという今ご答弁がありました。東京電力に賠償を。考えられるではなくてやりますではないのか。普通であればこの補てん分はそういうふうに東京電力に賠償出しますとか、そういう答弁であれば、まだ一步下がったところはあったのと、町民の町有財産、本当に考えているのかなと、自分の財産ではないと、町民に問いかけたのかなという部分が非常にあります。そんなことから、私は町民のことを考えていないような売り払いで50%値引きをすること自体が納得いかないもので、この議案には反対いたします。

○議長（佐々木清一君） 賛成者の討論はありますか。

尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） この差額分については、やはり大もとが原発事故であるというふうな前提なので、今現在のベストな土地の鑑定だというふうに判断いたします。しかしながら、半分に減ったというその差額分については、やはりもう町のほうで総括的な賠償の対象として検討してきているということなので、とりあえず暫定的な私は判断としても、中間貯蔵を先に進めるためにもやむを得ない、暫定的な判断で、これはベストだなと思います。しかしながら、やはり町長が言われるように、継続してその差額分については賠償の対象として考えていただくということをお願いして、賛成いたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（佐々木清一君） 起立多数。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第3回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時02分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 菅 野 博 紀